

石川県公報

平成 31 年 3 月 13 日 (水曜日)

号 外

(第 8 号)

目 次

規 則	
○いしかわ景観総合条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課)	1

規 則

いしかわ景観総合条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二号

いしかわ景観総合条例施行規則の一部を改正する規則
いしかわ景観総合条例施行規則(平成二十年石川県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。
別記様式第十七号を次のように改める。

別記様式第17号 (第27条関係)

屋外広告物安全点検報告書				
石川県知事 様			年 月 日	
			報告者 住 所	
			氏 名	Ⓡ
			電話番号	
屋外広告物の点検結果を次のとおり報告します。				
広告物等の種類	屋上看板・壁面看板・突出看板・建植看板・その他			
設置場所				
設置年月日	年 月 日	点検年月日	年 月 日	
点検者(管理者)	氏名			
	住所			
	電話番号			
	資格名称			
点検箇所	点 検 項 目		※異常の有・無	改善の概要(注2)
上基 部礎 構造部	1	上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	
	2	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無	
	3	鉄骨、支柱のさび発生、塗装の老朽化	有 無	
支 持 部 ・ 取 付 部	1	鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有 無	
	2	鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有 無	
	3	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無	
	4	溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	
	5	取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有 無	
看 広 告 本 体 ・	1	看板本体の腐食、破損、変形	有 無	
	2	表示面板又は側板、表示面板押さえ、切り文字等の腐食、破損、変形、ねじれ、ビス等の欠落、欠損	有 無	
	3	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無	
照 明 装 置	1	照明装置の破損、変形、さび	有 無	
	2	照明装置の不点灯、不発光	有 無	
	3	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無	
	4	周辺機器の劣化、破損	有 無	
そ の 他	1	付属部材(注1)の腐食、破損	有 無	
	2	避雷針の腐食、損傷	有 無	
	3	その他点検した事項()	有 無	

(注1) 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品
 (注2) 改善の予定がある場合又は改善した場合は、「改善の概要」欄に記載し、該当箇所の写真を添付してください。
 広告物等の種類により、該当する点検箇所及び点検項目がない場合は「異常の有・無」欄に斜線を引いてください。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 報告者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。
- 3 許可の期間が1年を超える広告板、広告塔等の点検について報告をする場合にあつては、点検者の氏名及び資格(いしかわ景観総合条例施行規則第27条第6項各号のいずれかに該当する者であること。)を記入し、これを証する書類を添付してください。
- 4 ※欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 報告者本人(法人又は団体にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 平成三十一年五月三十一日までの間、この規則による改正前のいしかわ景観総合条例施行規則の規定により提出された書類は、この規則による改正後の規定により提出された書類とみなす。

